

V 教育課題

第11分科会 環境

研究課題 自然環境を大切にすることと実践力を育てる 環境教育と校長の在り方

分科会の趣旨

科学技術の驚異的な進歩による経済活動の拡大や人口増がもたらす環境破壊は、自然のもつ復元能力をはるかに超えている。今、地球環境の悪化が大きな課題となっている。環境汚染や異常気象、自然災害の多発、中でも地球温暖化は、人類の生存にかかる課題である。環境破壊の抑止、生物多様性の保全等の地球環境保全の考えに立ち、自然環境の保護・整備や循環型社会の形成に向けた意識改革が望まれている。

このような現実をはっきりと認識し、持続可能な社会をつくる人間と環境とのかかわりについて、子どもたちに地球的視野で考えさせることが大切であり、次代を担う子どもたちに期待する役割や教育にゆだねられている期待は大きい。子どもたちが、かけがえのない地球環境の保全に取り組む意欲・能力を身に付ける教育の推進が望まれている。

そのためには、子どもが体験活動等を通して身近な環境や生活から環境問題について考え、人間と環境とのかかわりについて理解を深め、正しい知識や見方・考え方を身に付けることが大切である。さらに、自然と共生するため、環境保全への実践的な態度や能力を身に付けるとともに、身近なところから環境問題の解決に向けた具体的な行動をとり、積極的に取り組んでいく子どもを学校・家庭・地域・関係機関等と連携して育成していく必要がある。

本分科会では、自然環境を大切にすることと環境保全のため主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育てる環境教育推進に果たす校長の在り方を明らかにする。

リーダーシップの視点

(1) 教科・領域等との関連を図った、環境教育の推進

自然環境を大切にしようとする子どもの意識と意欲を育てるためには、身近な環境問題に関心をもたせ、問題を見出し、考え、判断し、よりよい環境づくりや環境の保全に主体的に取り組む態度と能力を育成することが大切である。

そのためには、総合的な学習の時間を中心に各教科、道徳、特別活動などとの関連を図った環境教育を全校体制で推進していく必要がある。

こうした学校全体で取り組む環境教育の推進と学校の指導体制づくりにおける校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 多様な体験的な活動を通し、実践的態度の育成の充実

環境問題を学ぶにあたり、子どもたちが自分は被害者であると同時に加害者にもなり得るという認識をもって、環境に配慮した循環型の生活に転換することの大切さに気付くことが必要である。

また、環境問題は、子どもの日常生活と密接な関係にあることから、食育や生活との関連を図った体験的な活動を重視し、問題解決的な学習や実践的な活動に積極的に取り組むことが大切である。さらに、体験的な活動を通して、家庭・地域・関係諸機関との連携を一層図りながら、学校や地域の特色を生かした環境教育の展開と環境の保全に主体的に取り組む態度と能力を育てる実践的な活動を推進しなければならない。

こうした環境教育の実践的活動の充実に果たすべき校長の役割と指導性について究明する。

第 11 分科会 「環境」

研究課題 「自然環境を大切に作る心と実践力を育てる環境教育と校長の在り方」

1. 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

今日、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題や、大量生産・大量消費・大量廃棄型の現代文明や生活様式に起因する環境負荷が、地域の環境や地球環境に大きな影響を及ぼしている。

環境問題は、子どもたち一人一人が被害者であると同時に加害者となり得るものであり、子どもたちが生涯にわたって主体的に取り組まなければならない大きな課題である。

恵み豊かな環境を守り、子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築するとともに、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組む子どもたちを育てていくことが大切である。

つまり、環境教育では、自然や暮らしの中での体験活動や実践体験を中心に位置付け、「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促し、問題解決に向けた成果を目指していかなくてはならない。

学校は、社会からの要請をしっかりと認識し、子どもの発達段階に応じた理解と自ら環境保全に取り組む主体的な行動がとれるように、体系的かつ総合的な環境教育を着実に進められる効果的な仕組みを構築していかなくてはならない。

それには、子どもが自らの生活環境に目を向け、環境の中で生き、その恵みで生活していることを実感し、恵み豊かな環境を維持・回復するという問題意識を持ち、身近な問題から解決の一步を踏み出せるよう働きかける必要がある。それは、自然体験活動であったり、地域で暮らす人々から聞く自然・伝統・風習の調査活動であったりするが、どれも周りの人や事象と関わり、体験をもとにした具体的な学習を展開できるようにすることである。

また、学習の対象が地域と密接に関連していることを考えると、学校での取組はもとより、家庭・地域社会との連携が不可欠である。

このような自然環境を大切に作る心と環境保全のために主体的に関わる意志を持ち、実践する態度や能力を育てる環境教育を学校全体で推進していく上での校長の在り方を明らかにしていかなければならない。

2. 「研究課題」を究明する視点

(1) 教科・領域等との関連を図った環境教育の推進

- ・各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の関連を図り、全校体制で取り組む環境教育の推進
- ・より良い環境づくりや環境保全に主体的に取り組む態度と能力の育成

(2) 多様な体験的な活動を通し、実践的態度の育成の充実

- ・体験的な活動を重視し、問題解決的な学習や実践的な活動に取り組む教育活動の充実
- ・家庭・地域・関係諸機関との連携を図り、環境保全に主体的に取り組む態度と能力を育てる実践的な活動の工夫

3. 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

文部科学省 環境教育について

文部科学省

現在、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっています。豊かな自然環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが大切です。そのためには、国民が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要であり、特に、21世紀を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要な意義を有しています。

環境教育に活用できる学校づくり実践事例集

平成 23 年 9 月 30 日

文部科学省

文部科学省では、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の基本的な考え方の一つである「学習に資する（教育面）」の視点での学校施設づくりに関する事例集「環境教育に活用できる学校づくり実践事例集」を作成しました。本事例集は、環境教育に学校施設を活用している先進的な取組や本格的なエコ改修を行った学校とともに、比較的簡易な施設の工夫で環境教育に活用している事例を紹介しています。また、環境教育の授業の学習指導案づくりの際に参照できる環境教育プログラムを環境対策の手法ごとに収録しています。

東日本大震災によって、電力供給力が大幅に減少し、節電などの電力需給対策が求められています。また、平成 23 年 6 月には「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が改正され、環境教育の教材として活用することなどエコスクールに関する規定が追加されました。こうした動向と相俟って、本事例集が、学校施設に携わる方や教職員の方々に広く親しまれ、学校施設を活用した環境教育の取組のきっかけとなることを期待します。

平成 26 年度文部科学白書

平成 26 年

文部科学省

（2）環境教育・環境学習推進のための施策

文部科学省では、環境教育を一層推進するための施策を実施しています。まず米国が提唱し、平成 24 年時点で世界 112 か国が参加している「環境のための地球規模の学習及び観測（GLOBE）計画」に参加する協力校の指定や、環境省との連携・協力による教員等を対象とした環境教育・環境学習の指導者に対する研修（環境教育リーダー研修）などを実施しています。また、健全育成のための体験活動推進事業において、児童生徒の健全育成を目的とした自然体験活動や農林漁業体験など農山漁村等における様々な創意工夫のある宿泊体験活動を支援しています。

学校の施設についても、環境に対する負荷を低減する取組を進めています。例えば、施設を環境教育の教材として活用したり、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー設備や断熱化の仕組み・効果を学習したりするなど、学校を地域への環境教育の発信拠点とするため、関係府省と連携しつつ、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進しています。社会教育では、公民館などの社会教育施設を中心として、地域における社会教育関係団体などが連携し、環境保全などの地域の課題を解決していくための取組を支援し、地域の教育力の向上を図っています。

また、青少年の自然体験活動などを一層推進するため、青少年の自然体験活動などを推進している企業の表彰と実践事例の普及、防災キャンプの推進及び青少年の体験活動の評価・顕彰制度の創設に関する調査研究などに取り組んでいます。国立青少年教育振興機構では、全国 28 か所の国立青少年教育施設の立地条件や特色を生かした自然体験活動などの機会と場所を提供しているほか、民間団体が実施する自然体験活動などに対して「子どもゆめ基金」事業による助成を行っています。

環境教育に関する取組について

文部科学省 環境省

◎ 学校における環境教育の取組について

1. 学校教育における環境教育の位置付け

- 環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、児童生徒が環境についての理解を深め、責任をもって環境を守るための行動がとれるようにすることが重要。
- このため、学校教育においては、①社会科、理科、家庭科などの各教科等における環境に関わる内容の充実を図るとともに、②「総合的な学習の時間」において、環境問題について、教科の枠を超えた横断的な学習を展開できるようにしている。

＜平成25年度 ECO学習ライブラリー 環境省＞

環境教育や環境学習を行う学校教師、指導者、家庭や地域の方々、子ども、職場の皆さんを対象に、環境教育・環境学習に関する情報を総合的に提供しています。

現行の学習指導要領における「環境教育」に関わる主な内容

文部科学省

総則	○環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う
社会科	(3-4年) ○飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理と自分たちの生活や産業とのかかわり ○節水や節電などの資源の有効な利用 ○自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域 (5年) ○公害から国民の健康や生活環境を守ることの大切さ ○国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止
理科	○自然環境を大切にし、その保全に寄与しようとする態度 (6年) ○身近な自然の観察 (6年) ○生物間の食う食われるという関係などの生物と環境とのかかわり
生活科	(1-2年) ○自分と身近な動物や植物などの自然とのかかわりに関心をもち、自然のすばらしさに気づき、自然を大切にすること
家庭科	(5-6年) ○自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などの工夫
体育科	(3-4年) ○健康の状態は、主体の要因や周囲の環境の要因がかかわっていること ○健康に過ごすには、生活環境を整えることが必要であること
道徳	(5-6年) ○自然の偉大さを知り、自然環境を大切にする
総合的な学習の時間	○学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動
特別活動	○学級活動、児童会活動、学校行事

環境教育指導資料(小学校編)

平成19年3月

国立教育政策研究所教育課程研究センター

4 環境教育を行う際の主な視点

小学校における環境教育の指導上の留意事項

(1) 環境教育の指導の方針

小学校における環境教育では、児童が自分を取り巻くすべての環境についての事物・現象に対して意欲的にかかわり、それらに対する感受性を豊かにし、環境や環境問題に関する見方や考え方をはぐくみ、持続可能な社会を目指した活動に参加する実践力を育てる必要がある。小学校段階はあらゆる事物・現象に対して豊かに感受する時期でもあるので、活動や体験を重視し、自然

や社会の中での体験を通じて、児童が様々な事物・現象に気付いたり、その大切さ等を感じとったり、身近な問題から環境と自分との関係を考えたりすることを通し、自分なりに問題を見つけて、自然や社会を大切にしようとする心を持ち、よりよい環境づくりのために配慮した行動をとることができる態度を身に付けさせるよう指導を工夫することが大切である。また、その過程において、人間の活動と環境とのかかわりについて総合的に理解するよう配慮するとともに、児童の発達に応じて、身近な問題がより広い地域につながっているものであることや、様々な問題が相互に深くかかわっていること等を理解するなど、環境問題を総合的に把握できるようにすることが大切である。

（２）学校としての体制づくり

学校における環境教育は、一部の教科だけで行うのではなく、学校全体としての取組が不可欠である。このため全教職員が環境問題について、その求められる背景をしっかりと把握して、学校教育の中でどのように取り組み、実践するかといったことについて共通理解しておく必要がある。特に、環境教育は学校外での活動を取り入れることや家庭や地域社会と連携して行われることが重要であることから、全教職員の一層の共通理解と協力体制づくりが肝要である。また、小学校は基本的に学級担任が授業を行っているので、教科等間の連携を図った指導に取り組みやすいといえる。それぞれの学級担任の教師が環境問題に関心を持ち、学級経営の全体の中で取り組むことによって環境教育の効果がより高められると考えられる。ただし、これは逆に個々の教師の負担が過重になったり、同学年内においても環境教育に関する内容の取扱いが異なるといった結果をもたらす場合も考えられる。こうした問題を克服するためにも、まずは学校全体の取り組み体制を十分に整えておくことが必要である。

（３）校種間の連携で進める環境教育

小学校における環境教育は、小学校段階におけるねらいを踏まえ、児童の発達に応じて推進するとともに、幼児教育及び中学校教育との連携に配慮する必要がある。校種間で情報を共有し学びを連続させることは豊かな環境教育の推進につながっていく。

① 幼児教育との連携

幼児期は生活の中で自分の興味や欲求に基づいた直接的、具体的な体験を通して、豊かな心情や物事に自分からかかわろうとする意欲や健全な生活を営むために必要な態度が培われる時期である。幼児期と児童期には、具体的な体験を通じた学習が有効であるところに共通点がある。したがって、幼稚園・保育所等と小学校のそれぞれで育成しようとする能力や態度の関係をおさえるとともに、幼稚園・保育所等における体験が小学校での生活や学習に円滑につながるようにすることが重要である。小学校においては幼稚園・保育所等の取組を踏まえるとともに、児童の入学前の体験の違いなども考慮して取組を検討することが大切である。

② 中学校教育との連携

小学校の各教科等における内容は中学校へとつながっていることから、まず、小学校における学習が中学校における学習の何とどのように関係しているのか把握することが重要になる。また環境教育に関する体験や地域の課題などを取り入れた学習を行う場合、小学校と中学校で同じものを同じような方法で繰り返し使い、生徒の学習意欲をそこなってしまうことも起こりうる。そこで、小学校と中学校の年間計画を交換し合うなどして、それぞれの指導計画を知り合うとともに、児童生徒の発達の特性なども考慮し、小学校と中学校を見通した指導計画や指導方法を検討することも重要である。

（４）家庭や地域社会等との連携で進める環境教育

子どもたちを取り巻く家庭や社会の教育力の低下が指摘されているところであるが、心身ともに健全な子どもの育成のためには、学校、家庭及び地域社会など教育の各分野の役割や責任を明確にし、相互に連携協力を図り、この三者の教育機能が十分に発揮されることが必要である。学校教育で身に付けた資質や能力は、家庭や地域社会における生活に生かされることによって深められ根付くことになる。また家庭や地域社会の生活の中で、創造性の基盤となる能力を働かせるとともに、豊かな感性や社会性が育つようにすることが重要である。これらの経験は学校教育において、子どもが「生きる力」を身に付けていくための基礎となるものである。環境教育を進めるためには、環境と触れ合う場、そして、それに関して主体的に学習する場が必要である。例えば、飼育・栽培活動、遠足、集団宿泊、美化活動などを通して学校と家庭、地域社会とが一体と

なった活動を行うことが大切である。そのためには、学校での取組はもとより、それぞれの家庭、地域社会との相互補完の関係が不可欠である。家庭や地域社会の教育力を活性化し、青少年団体、PTA 等の社会教育関係団体をはじめ、町内会等の住民自治団体、地域の有志活動グループ、NPO 等を含めた地域の人々の取組など、家庭や地域社会の教育力を十分生かすよう配慮する必要がある。特に環境問題や環境保全については、日々の暮らしの中で意識的に取り組むことが重要であるため、その意味でも家庭や地域社会との連携が必要である。学校における環境教育は、家庭や地域社会で経験し学んだことを生かし、また、学校で学んだことを家庭や地域社会の生活に生かすことが大切であり、学校と家庭や地域社会との連携を保ち、児童一人一人の環境への対応力を育成するために相互補完の関係となって、はじめて充実したものになる。

新学習指導要領準拠 授業に活かす環境教育

環境省

ますます高まる環境教育の重要性

地球温暖化をはじめ、さまざまな環境問題が深刻化する中で、環境教育の重要性がますます高まっています。

- 平成 18 年 改正教育基本法 教育の目標の一つ生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 平成 19 年 改正学校教育法 義務教育における教育の目標の一つ学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

環境教育のねらい

環境教育のねらいは、持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成です。持続可能な社会は、環境だけでなく、社会的公正や経済など幅広い領域と関係することから「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development=ESD）」ととらえ、多分野の教育を積極的に結びつけて取り組む必要があります。

【平成 25 年度版 環境白書より】

○…毎年 10 月を「リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進月間」と定め、引き続き、広く国民に向けて普及啓発活動を実施します。また、3R 推進月間の事業の一環として、3R の推進に貢献を表彰する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」(リデュース・リユース・リサイクル推進協議会主催)の開催を引き続き後援します。

○文部科学省では、学校における環境教育の推進を図るため、引き続き、環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)協力校の指定を行います。また、文部科学省と環境省の連携・協力の下、「環境教育・環境学習データベース」による情報の提供や「環境教育リーダー研修」を実施するとともに、全国環境学習フェアを開催することとしています。

【学校で環境教育に取り組むにあたって】

発達への配慮

小学校低学年では、体験や感性が重要であり、学年が上がるに従い、課題発見と解決の実践力、行動を通じた思考・判断能力と、重点となるねらいが変化します。

環境教育には、学校全体で取り組むことが不可欠です。各学校の目標、目指す児童・生徒像を踏まえたうえで、全教職員が環境教育にどのように取り組み、実践するかについて共通理解しておく必要があります。また、学年間・教科間での連携を積極的に図ることにより、環境教育の効果はより高められると期待されます。

地域・家庭とのかかわり

特に児童にとっては、地域の身近な問題に目を向けた内容を取り上げ、身近な活動から学習を始めることが有効です。

また、環境保全のための取り組みは、日常生活の中でも意識的に行っていくことが求められています。家庭や地域社会と積極的に連携し、学校で学んだことを家庭や地域社会での生活に生かすことができるよう配慮することが必要です。